

## 市民公益税制の改正について

### 1. 経過

平成 21 年 1 0 月	第 173 回国会における鳩山首相所信表明演説 「私が目指したいのは、人と人が支え合い、役に立ち合う『新しい公共』の概念です。」と宣言
平成 22 年 1 2 月 1 日	市民公益税制プロジェクト・チーム報告書提出
1 2 月 1 6 日	平成 23 年度税制改正大綱 閣議決定
平成 23 年 1 月 2 8 日	地方税法等の一部を改正する法律案などを両院へ提出
6 月 1 5 日	「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」成立
6 月 2 2 日	「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」成立 「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律」成立
6 月 3 0 日	平成 23 年度税制改正の分離法関連法令が公布・施行

### 2. 改正の内容

#### (1) 平成 23 年度税制改正大綱における基本的な考え方

「新しい公共」によって支え合う社会の実現に向けて、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）をはじめとする、市民が参画する様々な「新しい公共」の担い手を支える環境を税制面から支援することとする。

#### (2) 概要

①認定NPO法人への寄附について、所得税の税額控除制度（控除率 40%：個人住民税と合わせて 50%まで）を導入する（所得控除との選択制）。公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人又は更生保護法人への寄附についても同様の税額控除制度を導入する。

⇒認定NPO法人への草の根の寄附を促進する。

⇒「新しい公共」を推進する観点から、草の根の寄附を必要とする「新しい公共」の担い手であって、市民との関わり合いが強く、かつ運営の透明性が確保されている法人として、公益社団・財団法人ほか上記の法人も税額控除の対象とする。

⇒寄附がチャリティの精神に基づくものであるという点にも留意しつつ、寄附に対して政府もマッチングをすとの考えの下、所得税と個人住民税で合わせて 50%までの税額控除を可能とする。

※所得税額から控除されるのは、(寄附金額－2,000円)×40%。個人住民税での寄附金税額控除10%(都道府県：4%、市区町村：6%)と合わせて、寄附金額の最大50%を税額控除することが可能になる。控除対象となるのは総所得金額の40%を限度とし、控除上限額は所得税額の25%。

⇒対象となる寄附金は2011年1月1日以後の寄付に遡及適用される。

②認定NPO法人制度について、PST(パブリック・サポート・テスト)要件に寄附者の絶対数(寄附金額3,000円以上の寄附者が年平均100人以上)で判定する方式を導入するなど、認定要件の緩和等を行う。

新たな認定制度(地方団体による認定、仮認定制度の導入等)が適切に整備された場合には、所要の税制上の措置を講じる。

⇒事業収入の多いNPO法人でも、幅広く市民の支持を得ているのであれば認定を受けられるようにする。現行の判定方式との選択制。(後述の新認定法に基づく新たな認定制度が施行されるまでの間の対応。)

⇒新しいPSTの基準は「年3,000円以上を寄附する寄附者数が、実績判定期間中で年平均100人以上いること(絶対値基準)」。

現行は、収入に占める寄附金額の割合が1/5以上(相対値基準)。

⇒自治体から条例指定を受けたNPO法人(後述)に対しては、認定申請に際し、PST要件を免除する(他の要件は必要)。

⇒「新しい公共」の重要な担い手となるNPO法人の健全な発展のための環境整備を図るために、新たな認定制度を整備する。

⇒認定NPO法人制度を、現行の租税特別措置法から特定非営利活動促進法(NPO法)に組み入れるように改正し、平成24年4月からの開始を目指す。

⇒改正の内容は以下のとおり。

- ・地域のことは地域に住む住民が自ら決めるとの理念の下、認定事務を国税庁からNPO法人を認証した地方団体に移管する。
- ・NPO法人の設立初期の活動を支援するため、設立後5年以内のNPO法人がPST要件以外の認定要件を満たす場合の「仮認定制度」を導入する。
- ・新認定法人については、現行と同様の認定基準等が設けられることを前提として、現行の認定NPO法人と同様に、寄附金控除やみなし寄附金制度の適用を認める。
- ・「仮認定」を受けたNPO法人は、寄附金控除の対象とする。

③個人住民税の控除対象寄附金の拡大等により、地域において活動するNPO法人等を支援する。

- ⇒「ふるさと寄附金」を活用してNPO法人等への支援を促進するため、控除対象寄附金の取扱いを明らかにすることを通じて寄附しやすい環境を整備する。
- ⇒認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金であっても、都道府県や市区町村が条例において個別に指定することにより、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることができる。
- ⇒寄附文化の裾野を広げるため、寄附金税額控除の適用下限額を 5,000 円から 2,000 円に引き下げる。これにより、低額の寄付でも寄附金控除制度を利用できるようになる。
- ⇒以上の改正は、平成 24 年度分以後の個人住民税について適用する。(平成 23 年中の寄附金から対象となる。)

④認定NPO法人や公益社団・財団法人への寄付を主たる目的とした特定寄附信託について、信託財産から生じる利子所得について所得税・個人住民税が非課税となる「日本版プランド・ギビング信託」制度が創設される。

#### ◎認定NPO法人制度とは・・・

NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するという制度。NPO法人のうち、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けているものを認定NPO法人という。認定NPO法人に寄附をすると、所得税の寄附金控除を受けられる。認定NPO法人になるためには8つの要件を満たす必要があり、PSTはその一つである。

### 3. 今後の対応

「NPO法人が自治体から条例指定を受けることで寄附金控除の対象となる制度」の具体的な設計